

福岡県地域おこし協力隊ガイドブック（活動支援・定住支援編）作成業務委託仕様書

1 委託業務名

福岡県地域おこし協力隊ガイドブック（活動支援・定住支援編）作成業務

2 契約期間

契約締結日から令和6年1月19日

3 ガイドブックの概要

(1) ターゲット

地域おこし協力隊制度を活用する県内市町村の担当職員

(2) 規格

- ・サイズ：A4
- ・ページ数：20ページ以上（表紙込み）
- ・カラー：フルカラー
- ・版下：PDFデータ及び編集可能なデータを納品

(3) ガイドブックの構成案

- ・地域おこし協力隊への活動支援及び定住支援の重要性
 - ・時期別の留意点（着任前、着任直後、1年目、2～3年目）
 - ・着任前（受入態勢について等）
 - ・着任直後（隊員とコミュニケーションの取り方について等）
 - ・1年目（地域との関係性構築について等）
 - ・2～3年目（地域との関係性構築について等）
 - ・委嘱期間終了後の働き方について（起業や就業の割合、OB・OGの働き方の紹介等）
 - ・支援事例の紹介（先進的な取組を行っている自治体の取組内容の紹介）
 - ・サポート態勢について（県、総務省、サポートデスク（JOIN）の紹介等）
- ※県と受注者との協議の中で、構成は変更となる場合がある。

4 業務内容

(1) 表紙及び本文全般に係る企画、デザイン等の作成

- ・企画立案、デザイン、原稿作成、レイアウト、編集、構成等ガイドブックの作成に必要な全ての作業を実施すること。
- ・専門的な知見に基づく内容とするため、地域おこし協力隊に関し専門的な知識を有する人材を活用すること。
- ・参考となる先進事例を有する市町村又は関係団体等3件程度を参考事例としてガイドブックに掲載すること。

- ・アンケート調査の実施及び調査結果の掲載など、ガイドブックに掲載することで市町村の活動支援・定住支援の精度向上に一定の効果があり、かつ契約金額の範囲内で独自に提案できるものがあれば、積極的に提案すること。
- ・写真、イラストなどのガイドブックに必要な資料等は、受注者において入手すること。
- ・県が指定する期日までに初稿を提出し、校正を3回行うこと。

(2) ガイドブックの納品

- ・納品方法
 - ・印刷製本200部
 - ・PDFデータ及び編集可能なデータをCD、USBメモリ等の記憶メディアにて納品。
- ・納品場所
福岡県・企画地域振興部政策支援課地域政策第1班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
- ・納品期限
令和6年1月19日までに納品すること。
ただし、納品期限の60日前までに初稿を提出し、校正業務の実施が可能な状態とすること。

5 その他

- (1) 委託業務に係る経費は、全て受託者で負担することとし、受託者の負担する経費は全て契約書に示す委託料に含むものとする。
- (2) 県と受託者で業務実施に係る協議を行った場合は、受託者がその都度議事録を作成し県に提出すること。
- (3) 業務の実施にあたり、受託者はデータの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分注意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (4) 受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。
- (5) 業務実施にあたり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法令等を遵守すること。
- (6) 成果品に係る著作権は、原則として県に帰属することとする。受託者に著作権が留保される場合であっても、県が業務遂行に必要な限りにおいて、成果品を利用できるよう努めること。
- (7) 受託者は、成果品が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証することとし、作成にあたり著作権の許諾が必要な場合には、受託者において手続きを行うこと。
- (8) 業務実施にあたり、受託者の責めに帰す損害（第三者に及ぼした損害を含む）が発生した場合には、受託者が自己の責任において処理することとし、委託期間終了後

も同様とする。

- (9) 委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。あらかじめ県の承認を得た上で委託業務の一部を再委託する場合はこの限りではない。
- (10) 業務実施にあたり、本仕様書の解釈及び本仕様書に記載のない事項に関して疑義が生じた場合は、県と受託者において別途協議の上、誠意をもって対応すること。
- (11) 業務実施にあたっては、関係法令及び県の条例等を遵守すること。